(1)

目 次

則

○事務委任規則の一部を改正する規則

○損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

の一部の施行期日を定める規則 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十三年十二月二十八日

宮

宮城県知事 村 井

嘉

浩

○宮城県規則第九十九号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(東日本大震災による被害の復旧の工事に係る事務の委任の特例)

発電所の事故による災害をいう。) による被害の復旧の工事に係る第十八条第一項第二十一号、第 は「三億円」とする 億円」と、第十九条第十一号、 十九条第十一号、第二十条第二号及び第二十二条第一号の規定の適用については、当分の間、 八条第一項第二十一号中「一億五千万円 (仙台土木事務所長にあつては、三億円)」とあるのは「三 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力 第二十条第二号及び第二十二条第一号中「一億五千万円」とあるの

行 城

宮

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

ページ をここに公布する ○宮城県規則第百号 この規則は、 平成二十三年十二月二十八日 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部の施行期日を定める

令 甲

訓

一十八号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年一月一日とする。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成二十三年宮城県条例第百

(商工経営支援課)

 $\widehat{\downarrow}$

事

課

○宮城県訓令甲第三十五号

入

事

課

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事

村

井

嘉

浩

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(東日本大震災による被害の復旧の工事に係る専決の特例)

発電所の事故による災害をいう。)による被害の復旧の工事に係る別表第九土木事務所の地域事務所 円」とする。 長の項第十九号の規定の適用については、当分の間、同号中「一億五千万円」とあるのは、「三億 東日本大震災 (平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力

附 則

この訓令は、平成二十三年十二月二十八日から施行する。

附 則

公布の日から施行する

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部の施行期日を定める規則

宮城県知事

村

井

嘉

浩